

平成20年度「高等学校における発達障害支援モデル事業」報告書（**中間**・最終）

都道府県名	大阪府
学校名	桃谷高等学校
学校所在地	大阪市生野区勝山南3-1-4
研究期間	平成20～21年度

I 概要

1 研究課題

- ①校内支援体制の構築及び関係機関との連携
- ②発達障がいのある生徒の自己理解を深めるための支援
- ③生徒・保護者等に対する理解・啓発
- ④発達障がいのある生徒に対する適切な進路指導

2 研究の概要

- ① 校内支援体制の構築及び関係機関との連携のあり方について
発達障がいのある生徒に対する適切な指導及び校内支援体制の整備や関係機関との連携のあり方について研究。
- ② 発達障がいのある生徒の自己理解を深めるための支援のあり方について
発達障がいのある生徒が、自己理解を深めるための支援プログラムについて研究。
- ③ 生徒・保護者等に対する理解・啓発のあり方について
発達障がいのある生徒への理解を深めるため、教職員、周囲の生徒、保護者への理解・啓発のあり方を研究。

3 研究成果の概要

- ① 校内支援体制を整備し、ケース会議などによる支援内容を検討するなど、具体的な支援につながる体制を確立した。また、校内支援体制における役割分担の明確化、支援の時期、実態把握のための調査方法等について整理し、生徒の教育的ニーズ把握のため、観察シートの活用や巡回指導等に取り組んだ。
また、支援教育コーディネーターを支援体制の要として研究を進めた。今後、支援教育コーディネーターの役割の明確化や資質向上策について研究する。
- ② ストレスマネジメントなどの個別の支援プログラムを試行した。支援シート及び個別の支援プログラムを作成し、試行を積み重ねることにより、支援のシステムの確立をめざす。
厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業(YES-プログラム)」の認定講座として、カリキュラムの中に取り入れることや総合的な学習の時間、ロングホームルームなど、授業内での支援プログラムの活用を検討する。
- ③ 教職員・保護者への理解・啓発を目的として、校内研修の実施やモデル校及び他府県の取組みなどを視察することにより、校内研究委員の発達障がいに関する知識や理解を深めた。教職員の意識の調査の実施と広報活動の工夫が必要である。研修計画・視察等について系統的に計画し、他の学校や地域も参加できる公開研修を実施して、より理解啓発を進める。
- ④ 進路指導において、就労支援・進学支援について、外部機関の協力を得て、支援の流れのフローチャート図を作成した。また、職業体験やフローチャート図を活用した進路ロングホームルームの実施や支援シートを活用した進路指導を行い、その事例を蓄積し、効果を検証した。

II 詳細報告

1 研究の内容

(1) 発達障がいのある生徒に対する指導方針

ア 生徒の実態（把握方法も含めて）

(ア) 実態把握について

生徒に関する統計(保健統計、単位取得率、不登校状況(30日以上欠席者数)等より)と、発達障がいであると診断を受けた生徒の統計情報から傾向を探ったが、特に顕著な傾向は見られなかった。

また、教科担当者の「気になるカード」による調査と集計や臨床心理士による巡回指導等により、総合的に生徒の実態把握を行った。

(イ) 入学段階での実態把握

入学時からスムーズに学校生活を送るために支援体制の構築と支援の流れを整理して、保護者からの「要支援申出文書」を作成し、入学時から授業が始まるまでの一連の支援体制を構築した。

(ウ) 生徒の実態

本校は単位制高校であることからか、中卒過年度生や編転入学生、小・中学校で不登校・いじめの経験があるという生徒が、全生徒の半数以上在籍しており、長期欠席(年間30日以上欠席)の生徒も多い。

また、発達障がいと診断された生徒は数名在籍しており、先の実態把握調査で、発達障がいの疑いがあると思われる生徒を含めると約1割程度在籍している。

イ 指導方針

本校では、これまで、発達障がいにかかわらず、すべての生徒に対して、一定の支援を行ってきた。発達障がいであるとラベリングをするのではなく、実態把握をすることで、教職員が具体的な支援策を考えるとともに、障がいのある生徒が自己理解を深め、自らの障がいを受容し、自立していくための方策を共に探っている。障がいのない生徒にも、障がいについての理解と啓発を促し、ともに生きることを考えさせている。

医療機関による障がいの診断についても、社会的なリソースを活用する上で必要であると考えているので、就労支援や進学支援における連携のあり方を検討する。

ウ 成果と課題

(ア) 支援体制の構築は進んだことから、今後は具体的な実践と運用を検討する。特に、支援の役割分担や時期、実態把握のための調査文書等について検討する。

(イ) 実態把握の方法が一定確立できたが、これを実践し、その中の課題をさらに工夫し検討する。実態把握のための確認シートは、生徒の状況に応じて工夫し作成することが望ましいと考える。

(ウ) 教職員が授業やその他において、障がいのある生徒の実態を把握することや、生徒への指導・支援を経験することで、理解と啓発がさらに進むと考える。

(2) 発達障がいのある生徒に対する授業やテストにおける評価方法等の工夫

ア 授業の際の配慮事項等

学期当初に、配慮を要する生徒の情報交換や情報の共有化を図っている。授業については内容や教科の特性もあり、各担当教員が個別の対応をしている。事例検討を通して、その共有化が図れるかが課題である。

イ 定期テストにおける配慮事項等

発達障がいのある生徒が、解答を記入する時間が遅い場合は時間延長したり、教室での受験が困難な場合は、別室受験などの配慮を行っている。

ウ 評価における配慮事項等

「配慮を要する生徒をどのように評価するか」ということを検討・判断する評価委員会という組織体制を設けているが、発達障がいのある生徒には、適用した例がない。評価における配慮が今後の課題である。

エ 成果と課題

事例検討を積み重ねてきたが、支援が必要な生徒に、具体的な支援プログラムをどのように作成するかを検討しているところである。プログラムを実践し、新たな工夫・改善を図り、よりよいものにしていくための支援と実践の積み重ねが今後の課題である。

支援検討委員会という組織を設置し、具体的な支援の検討を積み重ねる。コーディネーターの養成も兼ね、教職員の支援の質をあげることが課題である。

(3) 発達障がいのある生徒に対する就労支援

ア 支援の方策と内容

就労支援にどのような道筋や方法があるのかを調査し、外部機関との連携により就労支援のフローチャートを作成した。

イ 成果と課題

少数の生徒であるが、外部機関と連携して支援を行った。これらを全体に広げるための広報活動を充実させるとともに、就労支援の事例を積み重ねながらノウハウを蓄積していきたい。

(4) 一般の生徒に対する理解推進等の指導のあり方

ア 指導の工夫と取組

障がいについての全般的な理解推進の取組みとして、福祉科や家庭科などの授業において、知識理解がすすめられているが、発達障がいについては、そこまで至っていない。

イ 成果と課題

発達障がいのない生徒への、発達障がいを理解する指導が不十分であると捉えている。障がいのある生徒の受け入れの準備を整えるためにも、取り組む必要があり、総合的な学習や人権教育をテーマとしたホームルームの時間等の内容を工夫するとともに、生徒向けの講演会等の企画が課題である。

(5) 教職員や保護者の研修等

ア 研修会開催の回数・時期・研修内容等

(ア) 第1回教職員研修 6月17日(火)

講演「発達障がいのある児童・生徒の理解と支援について」

(イ) 第2回教職員研修 10月30日(木)

講演「思春期・青年期の発達障がいと教育的支援」

(ウ) 第3回教職員研修 11月25日(火)

講演「発達障がいの生徒への教育的支援～生徒を通して～」

(エ) 第4回教職員研修 12月25日(木)

講演およびワークショップ「事例検討会およびワークショップ」

(オ) 第5回教職員研修会 2月3日(火)

講演「発達障がいの生徒の就労支援について」

(カ) 学校等視察実施報告

9/10 京都府立朱雀高校・9/12 滋賀県立日野高校・2/13 京都市立洛風中学校

2/16 湖南省福祉課発達支援室

(キ) 他校等の研修会参加報告

10/9、12/11、12/22、1/23 佐野工科高校・3/9 東京学芸大学附属高校

イ 成果と課題

校内研究委員の発達障がいに関する知識やスキルが向上した。しかし、教職員全員に十分に浸透しているとは言えない状況である。高等学校の教員には、発達障がいに対する理解の深まりや関心の高さに課題があると思われるので、広報活動等に工夫が必要である。

また、発達障がいのある生徒の保護者は、障がいについて関心が非常に高いが、障がいのない生徒やその保護者への理解・啓発をどのように図るかが課題である。

(6) その他の支援に関する工夫

研究課題ごとにワーキンググループをつくり、研究を進めた。専門家への個別の聞き取りや、助言などをもとに、校内ワーキング会議で情報・意見交換により研究を重ね、事業をすすめることができた。

2 研究の方法

(1) 研究委員会の設置

ア 構成

NO	所属・職名	備考
1	大学・教授	
2	精神科医	
3	臨床心理士	
4	公共職業安定所・指導官	
5	支援学校・指導教諭	特別支援教育士

イ 委員会開催回数・検討内容

年間4回の実施。以下に第1回～第4回の各検討内容と次回の課題の報告等

◇第1回研究委員会（平成20年7月31日）

(ア) 文部科学省に提出した計画の研究課題および概要に基づいた、本校の研究の概要を以下の①から⑥に示し、その方向性や内容について研究をすすめる

- ① 入学時からの流れの整理
配慮の流れの整理、生徒情報の収集(書式・様式等)、他校への状況調査
- ② 理解・啓発
本校での研修会の実施、他校への視察や研修会への参加
- ③ 厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業(YES-プログラム)」の活用
- ④ 進路指導（まずは就労支援）
ハローワークとの具体的な連携を探る
- ⑤ 発達障がいのある生徒の実態把握や、発達障がいの生徒に対する指導・支援（ソーシャルスキルの指導や授業方法の工夫等)の検討
- ⑥ コーディネーター養成について

(イ) 事業の進め方についてワーキンググループを設置し研究を進める

(ウ) 実態把握と対象の明確化について意見交換、今後の課題とした

◇第2回研究委員会（平成20年10月24日）

◎各ワーキングでの具体的な展開・年度目標と進捗状況について報告

ワーキング	今年度研究目標
①入学時からの流れの整理	これまでの入学時からの支援を必要とする生徒の実態把握を整理する。発達障がいのある生徒の対応までの流れを確立する。対応する組織を構築する。他校の状況を調査し参考にする
②理解・啓発	教職員・保護者への理解・啓発を進める。特に、委員の理解・啓発を深めて、他の教職員への理解を積極的に進める
③厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業(YES-プログラム)」の活用	カリキュラムにあるいくつかの既存の科目をYesプログラムの認定講座として申請する。
④進路指導とハローワーク等との連携	発達障がいのある生徒についての進路指導の実情を調査する。特に就労支援について調査するとともに、それらの連携機関との連携の方法を探る。
⑤発達障がいのある生徒の実態	実態把握を具体的に進める。実態把握の方法を

把握や、発達障がい生徒に対する対応・対策(ソーシャルスキルの指導や授業方法の工夫等)について	工夫する。発達障がいのある生徒への対応や対策のケース検討を積み重ねていく。
⑥コーディネーター養成	次年度以降に実践していくために資料を収集し作成する。

- (f) 入学時点での実態把握の現状と過去の対応例などの報告及び入学時点での対応組織などについて意見交換
- (g) 他校の視察から研修の重要性と教職員への理解・啓発の必要性を報告
- (h) YESプログラムの説明と既存科目を認定講座への申請計画説明
- (e) 進路指導について進学先での発達障がいの受け入れ等、就労支援でハローワークや関連機関との連携のあり方や、今後の取組みについて情報交換
- (o) 実態把握についてチェックリストを利用した報告と本校にあてはまる方法を探るため意見交換
- (k) 事例検討会開催予定を報告

◇第3回研究委員会（平成20年12月12日）

ワーキングの名称変更および進捗状況の報告

ワーキング	進捗状況
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握について <ol style="list-style-type: none"> ①教育的ニーズより、生徒に関する統計（入学者選抜倍率、保健統計、在籍状況、単位取得率、不登校状況(30日以上)の欠席者数)及び診断を受けている生徒の統計情報から傾向を探る ②教科担当者のチェックリストによる調査 ③生徒の実態把握をふまえ、巡回指導を行う予定
理解啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・第2、3、4回教職員研修開催(10月30日(木)・11月25日(火)・12月25日(木)) ・国立特別支援教育総合研究所の訪問12月10日(水)
学習支援	厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業(YES-プログラム)」の活用→カウンセリング、文書デザイン、簿記、高校数学入門の4科目を申請
進路指導	進路指導の流れについて整理
対応・対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会より <ul style="list-style-type: none"> ・情報は、学校全体に速く正確に伝える ・検討会組織について→リーダーの必要性。会議の設定方法や司会、運営方法。相談窓口のあり方、定例会議や臨

	時会議のあり方。メンバー構成（専門性のある人、かかわる教員）。など
コーディネーター	・資料の整理

第3回研究委員会での検討内容および今後の課題

(ア) 実態把握方法の確立

(イ) 支援体制（組織など）の構築

- ① 組織を形づくるための要素→リーダーの必要性。会議の設定方法や司会、運営方法。相談窓口のあり方定例会議や臨時会議のあり方。メンバー構成（専門性のある人、かかわる教員）、医療機関や他機関、保護者との連携のあり方など。情報の迅速な共有（情報を速く、正確に伝える）

② 支援体制についてアンケート調査

(ウ) 第5回教職員研修会 2月3日(火)（講師 大阪障害者職業センター 佐田元かをり先生）講演「発達障がいの生徒の就労支援について(仮題)」予定

(エ) 事例検討会の定期的な実施。個別の支援計画の作成の検討

(オ) コーディネーターの役割・仕事の整理

◇第4回研究委員会（平成21年2月20日）

◎進捗状況報告と今年度の総括および来年度の目標

ワーキング	進捗状況および今年度総括	来年度目標
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握の方法について <ul style="list-style-type: none"> ①気になるカードの集計について ②入学時からの流れ チャート図によるまとめ ・支援体制について <ul style="list-style-type: none"> ①支援体制(組織)の構築 ②支援体制組織図 ・支援体制アンケートを他校に調査予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握方法の工夫と確立 ・入学時からの支援の実践と検討のサイクル ・アンケート用紙の作成と調査の実施
理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・第4、5回教職員研修（12月25日(木)・2月3日(火)） ・中学校、他市訪問視察（2月13日(金)・2月16日(月)） ・高知県立教育センターの訪問（2月24日(水)） 	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年度研修計画(5回程度を計画) 講演の公開、教職員の意識調査 ・視察計画
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ・YESプログラムの申請への申請結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・YESプログラムの認定講座追加申請 ・授業の中へ支援教育プログラムの導入の

		検討
進路指導	・就労支援のフローチャート図の完成	・進路指導での活用と個別の実践 ・職場体験実習等のプログラムの検討
対応・対策	・事例検討会の開催 全体研修による事例検討会や小さな事例検討会の開催報告 ・個別の支援教育プログラム 3次支援生徒へのプログラムの試行	・事例検討会の開催 ・支援シートの作成と活用
コーディネーター	・資料収集と整理	・コーディネーターの指名と活動 ・養成のための方法の検討と実践

第4回の研究委員会での検討内容および今後の課題（ワーキンググループの名称は平成21年度変更予定の名称）

(ア) 情報収集

- ① 支援体制の具体的運用の検討（いつどこで誰が何をするか。文書様式を整える）
- ② 実態把握の方法のさらなる工夫と検討

(イ) 理解・啓発

- ① 研修計画・視察等の系統的な計画（企画、目的、テーマなど）
- ② 教職員の意識調査と教職員へのさらなる理解推進（広報の方法などの工夫）

(ウ) 学習支援

- ① 全体へ支援プログラムの検討（総合的な学習の時間、LHR への試行）

(エ) 進路指導

- ① 流れ図を活用した進路 HR の試行
- ② 支援シートを活用した個別の進路指導の試行

(オ) 対応・対策

三次支援のシステムの確立。支援シートの作成と完成および支援プログラムの作成と試行

(カ) 支援教育コーディネーター

- ① 支援教育コーディネーターの指名と活動
- ② 支援教育コーディネーターの役割の明確化

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の教育支援計画の策定等具体的な方策

(ア) 支援教育コーディネーター

校長の指名により、支援教育コーディネーターをおくことや、支援検討委員会の

中心として、支援をすすめていくことが確認されているが、校内や校外との連携など支援教育コーディネーターの役割を明確化することが課題である。

(イ) 教育支援計画の策定

個別の事例において試行的に検討したが、十分な計画とはなりえず、教職員全体の情報共有にいたらなかった。今後は具体的に多くの支援計画を作成し、全体のものになるようにすることが課題である。

エ 成果と課題

外部の研究委員の方から多くのアイデアや助言を得たことで、4回の委員会では、事業推進の気運が高まった。また、事例検討会や巡回指導における研究活動に対する助言や示唆を得た。

(2) 専門家チームの活用

ア 構成

NO	所属・職名	備考
1	大学・教授	
2	精神科医	
3	臨床心理士	
4	公共職業安定所・指導官	
5	支援学校・指導教諭	特別支援教育士

イ 専門家チームの活用状況

(ア) 臨床心理士による数回の事例検討会、数回の巡回指導を行った。

(イ) 課題のある生徒について支援学校教諭による検討会を開催した。

(ウ) 年間30回程度の臨床心理士の訪問による個別の相談会および検討会を開催した。

ウ 成果と課題

実態把握の方法について示唆、助言をもらい参考になった。また、発達障がいのある生徒の保護者や担任教員への個別の相談会や課題のある生徒への検討会での意見や助言がそれぞれの生徒への指導の参考になった。とりわけ、教職員への発達障がい理解の浸透に大いに寄与した。今後とも専門家の支援が望まれる。

(3) 関係機関との連携

ア 他の高等学校や特別支援学校との連携

支援学校に対して就労支援についての聞き取り調査を行った。

イ 発達障害者支援センターやハローワーク等関係機関との連携

ハローワークや発達障害者職業センターへの聞き取り調査を行い、発達障害者職業センターのカウンセラーによる講演を依頼できた。ある生徒の就労支援で就労・生活支援センターによる職業体験を行った。

ウ 地域の教育施設や人材等の活用

ある生徒に地域の社会福祉施設を通じた職業体験を行い、連携が深まった。

エ 成果と課題

(ア) 個別に具体的に、数人の生徒に進路支援を各関係機関と連携をとりながら行った。

(イ) 関係諸機関への聞き取り調査をもとに、卒業年次になるとどのような就労支援や進学支援が受けられるかを整理し、それらを流れ図にした。この流れ図を用いてHRなどで進路指導を行う予定である。また、個別の支援シートを作成し、流れ図とともに、数人を具体的に就労・進学指導を行う予定である。

(4) 関連事業等との連携

厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業(YES-プログラム)」を授業科目の中に取り入れる。

III 今後の我が国における発達障害のある生徒の支援の在り方についての提案等

高校教職員の発達障がいに対する関心が相対的に低いと捉えている。発達障がい、早期発見、早期療育が大切という観点からすると、小・中学校で障がいへの気づきがなく、高等学校段階での気づきがあった場合に、生徒本人が障がいを理解、受容しているかによっても指導・支援の方法が異なり、特に保護者の理解と協力なしには十分な支援は望めない。

したがって、高等学校段階での指導・支援の観点から、小・中学校段階までの支援のさらなる充実と、幼保、小・中・高、高等教育へと一括した支援を系統的に実施できる機関が必要であると考ええる。

個々に応じたリソースの活用を望むが、例えば、本校は、府内全域を校区に持つが、外部機関と連携を図るにしても、地域による対応や・取組み等に差があるため、生徒により地域が異なると、生徒への支援について、同様の対応ができない。これらの十分な広報活動が必要である。

また、生徒自身が、「いつ障がいを理解し受容するか、その方法は」などといった具体的な事例やノウハウの蓄積と、その情報発信の必要性を感じる。

発達障がいの支援に取り組むことにより、校内においては、教員の授業力の向上や生徒指導力の向上につながると考える。

IV その他特記事項（エピソードを含む）

特になし

V モデル校の概要

1 学級数と生徒数（平成20年5月現在）

課程	普通科	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
定時	I II部	4	164	4	165	4	124	3	82	15	535
	III部	2	81	2	86	2	61	1	37	7	265

	計	6	293	6	220	6	157	4	91	22	800
通信制	昼間部										1,215
	日・夜間部										886
	計										2,101
計											2,901

2 教職員数（平成20年5月現在）

校長	副校長	教頭	首席	教諭	養護 教諭	非常勤 講師	実習助 手	ALT	事務職 員	司書	その他	計
1	2	5	3	107	5	76	9	0	17	0	1	226